

## 保健師国家試験受験資格取得科目履修要項

保健師国家試験受験資格取得希望者は、学則第13条、別表3に規定された1.(1)の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。また、保健師国家試験受験資格取得と共に養護教諭二種免許取得を希望する場合は1.(2)の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

### 1. (1) 保健師国家試験受験資格に必要な科目（学則第13条、別表3、看護学2群・3群科目）

疫学	2単位
保健統計学	2単位
保健医療福祉行政論Ⅰ	1単位
健康政策論	2単位
公衆衛生看護学概論	2単位
*公衆衛生看護支援技術Ⅰ	2単位
*公衆衛生看護支援技術Ⅱ	2単位
*公衆衛生看護対象論Ⅰ	1単位
*公衆衛生看護対象論Ⅱ	1単位
*公衆衛生看護展開論	2単位
*公衆衛生看護管理論	1単位
*地域健康危機管理論	1単位
*学校保健・産業保健	1単位
*保健医療福祉行政論Ⅱ	1単位
*公衆衛生看護学実習	5単位

---

計 26単位  
以上のうち、\*印がついた科目は卒業単位に含まれない。

### (2) 養護教諭二種免許取得も希望する場合に必要な科目

情報処理Ⅰ	1単位
データサイエンス基礎	2単位
英語Ⅰ	2単位
医療英語	1単位
日本国憲法	2単位
スポーツと健康Ⅰ	1単位
スポーツと健康Ⅱ	1単位

---

計 10単位

2. 履修者 40名程度

3. 履修期間 3～4年次

4. 履修希望資格

- (1) 各学年において履修すべき科目の単位を全て修得していること。
- (2) 履修する動機が明確であること。
- (3) 意欲的に学習する意志があること。
- (4) 健康管理の状態が良好であること（履修に不安がある場合は、事前に担当教員に相談してください）。
- (5) 履修するための生活環境が調整されていること。
- (6) 履修に関するオリエンテーションを受けていること。
- (7) 公衆衛生看護学実習に必要な交通費等の費用を負担できること。

## 5. 履修方法

- (1) 入学時オリエンテーション及び履修希望者へのオリエンテーションに出席する（日時等は掲示で知らせる）。
- (2) 履修希望届を定められた期間に教務課に提出する。
- (3) 指定したテーマに関する小論文を定められた期間に提出する（日時は掲示で知らせる）。
- (4) 履修が決定した者は履修登録を行う。

## 6. 履修者調整基準と調整時期

- (1) 各学年の学習成績と学習姿勢等が良好であること。
- (2) 指定したテーマに関する小論文が的確に記述されていること。
- (3) 面接にて履修動機の確認および学習準備状況、健康管理の状態が良好であることを確認する。
- (4) 本調整は3年次前期終了後（7月末頃予定）に実施する。

## 7. 「公衆衛生看護学実習」の履修条件

- (1) 「公衆衛生看護学実習」を履修するには、1. に示した科目のうち「保健医療福祉行政論Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」を除く全ての科目の単位を配当年次において修得していなければならない。
- (2) 3年次前期までに配当されている全ての3群科目の臨地実習の単位を修得していることが望ましい。

## 8. 履修料

履修料は定められた期間（4年次前期履修登録期間）に納入する。  
一旦納入された履修料はいかなる理由があっても返却しない。

※履修料8万円

## 9. 「公衆衛生看護学実習」に必要な交通費

実習交通費は学生数、実習施設の受け入れ人数などから公衆衛生看護学実習5単位分の交通費を4年次前期に算出し指定期間に集金し、年度末に精算し、余剰金が発生した場合は返金する。